

第4章 特別清算手続の申立て

第1節 特別清算開始の申立て・通告等

1 申立権者

特別清算開始の申立てをできる者は、債権者、清算人、監査役又は株主であり（会社511条1項）、会社が含まれていないことに注意を要する。会社固有の申立権が認められなかったのは、①清算人による申立てと会社による申立てとを峻別する実益に乏しいこと、②会社固有の申立権を認める必要性及び合理性に乏しいこと、③法人についての破産の申立てにつき、特別清算創設当時は、法人固有の申立権を否定する見解が有力であり、申立権者は、債権者、理事、無限責任社員、取締役、清算人又はこれらに準ずる者と解されていたことが理由とされている（萩本修編・菅家忠行＝世森亮次・逐条解説新しい特別清算64頁参照）。

次に、これらの申立権者について概説する。

(1) 債権者

金額の多寡にかかわらず申立権を有し、金銭債権以外の債権者、期限未到来の債権者も含む。これらの債権者も、特別清算手続によって自己の債権の回収を図ることができるからである。そうすると逆に、特別清算手続（協定）によらずに弁済を受けられる債権者（十分な別除権を有する債権者及び優先的債権者）は、申立権はないものというべきであろうか。しかし、「清算の遂行に著しい支障を来すべき事情」がある場合のことを考えると、このような債権者の申立権を一律に否定することはできないと考える。

(2) 清算人

複数の清算人がいる場合にも、1人の清算人による申立てが可能である。清算を早期に結了すべき義務のある者として、特別清算手続を利用する利益があるからである。

(3) 監査役

清算人と同様、複数の監査役がいる場合にも、1人の監査役による申立てが可能である。また、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた株式会社の監査役(会社389条1項参照)にも申立権は認められている。

(4) 株主

持株数の多寡にかかわらず申立権を有する。特別清算手続中に予想外の資産回収ができ残余財産が生じれば、株主もその分配請求権を取得するからである。したがって、予想される協定の内容により、株主が分配を受けるべき残余財産が生じる余地がない場合には、申立権は否定されるべきである。

2 申立人の実情

実情としては、清算人以外の者が特別清算を申し立てることはほとんどない。その理由は次のとおりと考えられる。

すなわち、特別清算は、破産申立ても可能な程度の「債務超過の疑い」を理由として申し立てられることが圧倒的に多い。そして、特別清算は、清算人に対する信頼を基礎に置く手続であり、また、清算人のイニシアティブを必要とする手続である。そうすると、清算人以外の者が特別清算を希望したとしても、清算人がこれに反対するときには、清算人以外の者は、清算人に信頼を置けないであろうし、また、特別清算の手続が円滑に進むことも期待できないであろうから特別清算よりも破産を選択することとなる。他方、清算人以外の者が特別清算を希望し、清算人もまたこれに賛成するのであれば、清算人がこれを申し立てた方が手続は円滑に進むはずであるから、清算人が特別清算を申し立てるべきであり、清算人以外の者がこれを申し立てる必要がない。したがって、特別清算を清算人以外の者が申し立てる実益は、「債務超過の疑い」がある場合については、ほとんど考えにくいのである。

これに対し、「債務超過の疑い」がある場合ではなく、「清算の遂行に著しい支障を来すべき事情」があると認められる場合において、清算人以外の者が、

4 書式

(1) 特別清算申立書

(特別清算申立書(協定型))(注1)

印紙 20,000円	特別清算開始申立書
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇地方裁判所民事第〇部 御中
	申立人代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 印
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号(注2)
	〇〇〇〇株式会社代表清算人
	申立人 〇 〇 〇 〇
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	〇〇法律事務所
	上記代理人弁護士 〇 〇 〇 〇
	TEL 03-0000-0000
	FAX 03-0000-0000
	(清算株式会社の表示)
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	〇〇〇〇株式会社
	同代表者代表清算人 〇 〇 〇 〇
	申立 て の 趣 旨
	〇〇〇〇株式会社につき特別清算の開始を命ずるとの裁判を求める。
	申立 て の 原 因 と な る 事 実
	第1 〇〇〇〇株式会社(以下「会社」という。)の概要等
	1 会社の目的(主たる業務)
	賃貸物件の管理

第6章 特別清算申立てに対する裁判

第1節 申立てに対する裁判

特別清算手続開始の申立てに対する裁判は理由を付して決定をする（会社882条1項）。特別清算開始の申立てにつき、審理の上、前記のように「清算の遂行に著しい支障を来すべき事情」又は「債務超過の疑い」のあることが証明され（会社510条）、かつ、会社法514条各号に定める事由がないと認められるときには、特別清算開始の決定がされ、これらの要件を欠くときには、申立却下の決定がされる。

特別清算開始の決定は、清算株式会社に対する裁判書の送達がされた時から効力を生ずる（会社890条2項）。開始決定に対しては、清算株式会社に関し即時抗告をすることができるが（会社890条4項）、この即時抗告には執行停止の効力はない（萩本修編・菅家忠行＝世森克次・遂条解説新しい特別清算80頁）。

特別清算手続開始の申立てを却下する決定に対しては、申立人に限り即時抗告をすることができる（会社890条5項）。

官庁その他の機関の許可（免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。）がなければ開始することができない事業を営む清算株式会社又は官庁その他の機関の許可がなければ設立することができない清算株式会社について特別清算開始決定をしたときは、裁判所書記官は、その旨を当該機関に通知しなければならない（会社非訟規17条1項）。